

●香川県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月29日

香川県監査委員	仲山省三
同	鍋嶋明人
同	宮本欣貞
同	都村尚志

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
高松北警察署	平成23年1月6日
坂出警察署	〃
善通寺警察署	〃
琴平警察署	〃
運転免許課	平成23年1月7日
警察学校	〃
機動隊	〃
高速道路交通警察隊	〃
高松南警察署	平成23年1月11日
東かがわ警察署	〃
交通機動隊	〃
高松西警察署	〃
公安課	平成22年1月31日
警備課	〃
生活安全企画課	〃
地域課	〃
少年課	〃
生活環境課	〃
交通企画課	平成23年2月1日
交通指導課	〃
交通規制課	〃
捜査第一課	〃
捜査第二課	〃
組織犯罪対策課	〃
鑑識課	〃
科学捜査研究所	〃
総務課	平成23年2月2日
企画課	〃

人事課	”
監察課	”
会計課	”
厚生課	”
情報管理課	”
さぬき警察署	平成23年2月22日
高松東警察署	”
小豆警察署	”
丸亀警察署	”
三豊警察署	”
観音寺警察署	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

なお、捜査報償費については、関係会計書類等の照合・調査を行うなど一般捜査費及び捜査諸雑費について監査を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 契約について

(ア) 消防設備に係る業務委託について、成果報告書に提出先の名称・提出者の名称・提出年月日が記載されていないとともに、その履行確認が行われていなかった。(善通寺警察署)

(イ) 浄化槽維持管理等に係る業務委託について、成果報告書に提出先の名称が記載されていないとともに、業務内容の一部の記載漏れがあり、履行確認が不十分であった。(善通寺警察署)

イ 物品について

業務用冷凍庫等について、備品の貸借契約を締結する必要がある。(高松北警察署)

(3) 検討指示事項

ア 証紙収入について

猟銃・空気銃所持許可更新申請の様式については、申請する更新内容により手数料が異なるにもかかわらず同一の法定様式を使用し、様式上の記載内容からは手数料を判別できない状況となっている。正当な手数料金額の証紙が貼付されていることが確認できるように、申請様式の余白に区分を付するなどの検討が必要である。(生活環境課・さぬき警察署)

イ 修繕料の支出について

交通信号機の緊急修繕代について、請求内容の確認方法を検討する必要がある。(交通規制課・東かがわ警察署)